

## 平成19年度資料保存研修会

## 高松市で開催、歴史資料の評価基準について3名が報告

平成19年6月18日（月）サンポートホール高松で資料保存研修会が行われた。

研修会のテーマは「合併のなかで変貌する市町村の軌跡を残すために～歴史資料の評価をめぐる～」であり、3人の報告があった。

**報告1** 「歴史資料の評価基準策定に際しての着眼点について」と題して、小川千代子氏（全史料協資料保存委員・国際資料研究所代表）が報告した。

「着眼点」は、市町村合併にともなう歴史資料の保存・収集のためのものである。非現用（又は非現用となる可能性のある）公文書等の中から「歴史資料として重要な公文書等」の評価選別を行うための基準を提起している。そこでは、「組織の特徴キーワード」を設定した選別方法が適切であり、「文書の評価フローチャート」に当てはめれば、迅速かつ能率的な作業を行えるとした。



キーワード数への質問に対しては、やたらに増やすと評価選別に混乱を招くので3つぐらいが妥当とし、1つでは危険であるとした。キーワードは首長の政策公約や地域の特性などに着目して、例えば、兵庫県では「阪神淡路大震災」というキーワードを基準とした。

また、昭和20年、昭和30年（「昭和の大合

併）」というように年次で区切り、それ以前のもものは残すようにするとか、時代区分による評価選別の要素も採り入れている。

この「着眼点」に沿って各市町村で実施して検証することが重要であり、「着眼点」の普及啓発とその実践を進めていきたいことを強調した。

最後に、かねてから、歴史資料としての文書か否かを問わず、文書基本法の制定を提唱していると締めくくった。

**報告2** 「三豊市における旧町公文書の保存と収集について」と題して、横山功氏（香川県三豊市総務課副主幹）が報告した。

三豊市は平成18年1月に7町が合併して新市となった。報告は、旧町の文書管理の状況と当面の作業、文書館の設置についてであった。

これまで文書管理規則類の整備、ファイリングシステムの運用、文書管理システムの有無、書庫整理の4点がすべてできているのは旧詫間町のみで、横山氏が旧町職員であった時に整備したとのことである。新市になってからの文書では書庫整理のみがまだで、旧町の文書整理と併せて検討していくとのことである。

三豊市における文書管理の現状・問題点は、合併前の旧町文書については、旧町で異なる文書の整理・保存がなされており、ファイリングシステム・文書管理システムの有無による職員の温度差があることを指摘した。

新市になってからの現状・問題点は、文書管理のエキスパートがいないことによる職員への指導力不足、文書保存庫（書庫）や執務室のスペース不足による文書保管方法の多様化、複数の庁舎に散在する文書の保管・保存

をどうするかである。

こういう中で三豊市は平成19年6月議会に三豊市文書館の設置条例案を上程した。施行日は、公布の日から3年を超えない範囲で規則で定める日としている。旧山本町の庁舎を文書館として整備予定である。三豊市文書館条例(案)によると、第1条の目的は、「郷土の歴史的、文化的価値を有する市の公文書、地域資料、刊行物その他の記録を収集し、保存し、広く利用に供することにより、地域文化の発展に寄与するため」とある。開館に向けて、収集、保存、利用方法を検討している。なお、旧各町の情報公開条例下の保存年限中の文書は、三豊市情報公開条例の管理下に承継されている。

一方、廃棄文書のうち、歴史的・文化的価値があると思われる文書については、文書館が収集することとなるが、これから評価選別も含めての収集や保存、個人情報保護や閲覧などの仕組みを考えていかなければならない。

その際、現在では文書管理規程は現用文書のみ適用されるが、現用から非現用に変わる流れの位置づけを明確にする必要がある。やはり、何が歴史的・文化的なのかをはっきりさせることがポイントであると悩みを吐露した。

最後に、三豊市文書館構想はトップダウンで決まった。資料保存に関しては自治体首長の姿勢が大きいことが伺えた。

**特別報告** 「合併に伴う公文書等の保存・管理状況調査について」と題して、嶋田典人氏(香川県立文書館副主幹)が報告した。

合併市町を中心にして、旧市町の文書管理の現状を調査中である。公文書館法や「歴史資料として重要な公文書等」についての啓発という意味もある。

「旧町村役場文書」(「昭和の大合併」以前)では、議会や土地、税、戸籍関係など個人の権利義務に関するものは残されているが、その他はほとんど廃棄されているのが実情である。

残存数が少なく歴史的にも古い「旧町村役場文書」は、すべて残すようお願いしている。将来、自治体史を編纂する場合の基礎資料、地域の歴史的変遷(推移)がわかる歴史的事実が記されているものや住民の地域社会に対する疑問への有力な説明資料となる物の保存・収集・管理の重要性を訴えている。

文書管理規程により処理がされたところは、残っているのは「永年保存」文書のみである。有期限文書については、歴史的価値判断はなく、滞りなく文書管理規程に則って廃棄がなされた結果である。文書管理規程の中に永年保存対象文書の項目を増やすことや歴史的価値のある資料という概念を盛り込んで保存をめざす方向も考えられる。廃棄対象の非現用文書の文書館移管が望ましいが、文書館のある市町村は少ない。また、専門的職員の配置ができないのが現状のようである。

行政施策的に重要である公文書の区別はできても、「歴史資料として重要な公文書」が何かかわからないのが実態である。そこで、教育委員会や資料館の役割は大きい。

国と同時に地方公共団体の歴史的な文書保存についての法令整備の必要が望まれる。

[香川県立文書館 嶋田/記録協力 秋田通子]

## コラム

全史料協が、自治体公文書館等とその構成員とすることは分かるが、個人研究者までを含んでいるとは驚きである。役所の人間は公文書を日常的に作成しているが、50年後、100年後を見定めている訳ではない。しかし、30~40年前の市町村合併の記事を『市史』なんかで見つけると、もっと詳しく知りたいと思うのも事実である。事務局を引継いだついでに、過去の公文書に個人研究者を駆り立てているのは何かを知ることができれば……と思う。

(田)